

町税には延滞金がかかります

町税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。納期限内に納付されている方との公平を保つため、納期限後に納付された方は、納期限を超えた日数に応じて、本来の税額の他に延滞金が発生しますので、納期限までの納付をお願いします。

●延滞金の計算について

延滞金は、次のように計算します。

【延滞金の率】

- ① 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 …… 2.6% (R2.12.31まで)
- ② 納期限の翌日から1か月を経過した日以降 …… 8.9% (R2.12.31まで)
- ※ ①及び②は令和2年中の延滞金の率であり、延滞金の率は毎年変わります。

【計算例】

税額が57,600円で、納期限が令和2年5月31日の町税を令和2年11月30日に納付した場合、納期限の翌日が6月1日なので、延滞金の計算は次のようになります。

R2.6.1	R2.7.1	R2.11.30
期間① 日 数：30日 延滞金の率：2.6%	期間② 日 数：153日 延滞金の率：8.9%	

期間① 令和2年6月1日～令和2年6月30日 $57,000円 \times 2.6\% \times 30日 / 365日 = 121円$

期間② 令和2年7月1日～令和2年11月30日 $57,000円 \times 8.9\% \times 153日 / 365日 = 2,126円$

※ 税額とは、延滞している各期別ごとの金額です。

※ 税額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

※ 納付した税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。

期間① 121円 + 期間② 2,126円 = 2,247円

⇒ 100円未満切り捨てとなるため、延滞金は2,200円となります。

※ 算出された延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

お問い合わせ先

税務課

☎2-2452

★確定申告期間が延長になりました★

令和2年分の確定申告期間が下記のとおり延長となりました。

受付を行っておりますので、確定申告が必要な方は税務課までお越しください。

(変更前) 令和3年3月15日 → (変更後) 令和3年4月15日

廃車（名義変更）の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有している方に1年分課税されます。

所有者の名義や住所が変わった場合や、所有者の死亡により車両を廃車した場合は、手続きが必要です。

名義変更や廃車の手続きをしていない場合は、元の所有者が納税義務者となり納税通知書が送られます。

軽自動車の変更手続きは車種によって取扱機関が異なるため、下記の表を参考に各機関へお問い合わせください。

車 種 区 分	手 続 場 所
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（トラクター・フォークリフト等）	役場税務課 (☎01377-2-2452)
軽自動車（軽四輪）	函館地区 軽自動車協会 (☎050-3816-1764)
軽二輪（126～250cc以下） 二輪の小型自動車（251cc以上）	北海道運輸局 函館運輸支局 (☎050-5540-2002)